相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市中里一三九九番地、最後の住所静岡県静岡市葵区安倍口団地三番一七―三号　被相続人　亡　横田　秀文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日

静岡県静岡市葵区浅間町一丁目四一番地　ｇａｔｏ二〇三

相続財産管理人　弁護士　青木　皓平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市桜木町一八四番地、最後の住所三重県伊勢市桜木町一八三番地一

被相続人　亡　伊藤　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市楠町北五味塚二三四二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　甲斐　達雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日

三重県松阪市新町五丁目九五一杉野ビル二階

相続財産管理人　山越　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区上沢通四丁目三番地、最後の住所神戸市西区神出町小束野五八番地の九二　萬寿園

被相続人　亡　箕野　聡子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日

神戸市須磨区友が丘四丁目一番三〇号司法書士岡田茂事務所

相続財産管理人　司法書士　岡田　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市三田尻本町二九〇番地、最後の住所山口県防府市三田尻本町一番一〇号

被相続人　亡　上野　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日

山口県防府市八王子一丁目七番二一号㈲丸満ビル二階

相続財産管理人　弁護士　永田　信明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県名護市字喜瀬二二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　比嘉　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日

沖縄県沖縄市知花一丁目二〇番八号　ふるげん法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古堅　豊

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年五月十六日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

一区一号〇二五九番　吉田家、一区五号一〇五一番　夏目家、一区五号一〇八〇番　山本家、一区六号〇五八一番　五島家、二区一号一一八八番　毛利家、二区二号一〇九六番　伊沢家、二区二号一八八三番　飛田家、二区二号一九四三番Ａ　中村家、二区二号二一六三番　伊達家、二区三号一二四一番　村上家、三区一号〇〇六一番　根津家、三区一号一六一五番　関家、三区一号一八八一番　小畑家、三区一号三〇九三番　廻家、三区二号〇〇二六番　吉野家、三区二号〇四三八番　岡村家、三区二号二一七二番　大橋家、三区二号三九八五番　酒田家、七区一号〇九〇二番　近藤家、七区一号二一五一番　松本家、七区一号二四六〇番　柑本家、十一区一号二七六六番　村野家、十一区五号〇二三〇番　荻野家、十三区一号〇五三〇番　須藤家、十三区一号一五七二番　松本家、十三区二号一〇七番　永島家、十三区二号一九九八番　菅谷家、十三区二号二八六八番　山田家、十三区三号〇一四六番　大竹家、十三区三号〇七七五番　尹家、十三区三号二四五八番　吉田家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　一区一号〇二五九番　先祖、吉田正一、吉田カツヱ　一区五号一〇五一番　夏目房太郎、死胎児、夏目こう　一区五号一〇八〇番　李柄球、山本美佐　一区六号〇五八一番　五島智成、矢島たま　二区一号〇三八六番　大村鞆哉、大村高一、大村トメ　二区一号一一八八番　毛利よし、毛利トシ、毛利昭子、毛利就、毛利昌子　二区二号一〇九六番　伊沢ふじ、伊澤大三　二区二号一八八三番　飛田タケ、飛田孝次郎　二区二号一九四三番Ａ　中村吉五郎　二区二号二一六三番　伊達規　二区三号一二四一番　村上裕一、村上裕、村上重雄、村上啓子、三浦和代、村上省一　三区一号〇〇六一番　根津二郎、福崎照、福崎央、福実義、根津ふみ　三区一号一六一五番　関清治、関はつゑ、関ヨシ　三区一号一八八一番　小畑小春、小畑元子　三区一号三〇九三番　廻トシ子、廻健太郎　三区二号〇〇二六番　霊土、吉野司馬夫、吉野ミツ子、近藤ツルヱ　三区二号〇四三八番　岡村享、岡村初子、岡村徹之　三区二号二一七二番　大橋廣、大橋道夫、大橋美香子　三区二号三九八五番　酒田松次郎、酒田サノ　七区一号〇九〇二番　高橋辰三郎、高橋ハル、近藤秀雄　七区一号二一五一番　松本栄太郎、松本あや、松本英雄　七区一号二四六〇番　柑本久太郎、柑本ナヲエ、柑本はるか、柑本衛、柑本妙子　十一区一号二七六六番　村野久　十一区五号〇二三〇番　荻野とき　十三区一号〇五三〇番　須藤信雄、先祖代々之霊　十三区一号一五七二番　松本俊造、松本幸也、松本みね、松本レイ子　十三区二号一一〇七番　岸孫四郎、永島稔子、永島とみ、永島雅雄、永島博子、永島政宏、永島キン　十三区二号一九九八番　菅谷孝三、菅谷勇子　十三区二号二八六八番　山田長太郎、山田たけ子　十三区三号〇一四六番　香月壽子、大竹タマ　十三区三号〇七七五番　金宗鎬、金光江子、金光幸明（金幸明）、尹本香　十三区三号一一四八番　松本とめ子、松本しづ　十三区三号二四五八番　吉田一男、吉田清子、井出カツ、井出徳一

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　公益財団法人冨士霊園

債権申出の公告（第一回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、平成二十八年二月二十五日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十六日

東京都西東京市田無町六丁目一番一二号

シチズンホールディングス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

桐ヶ窪　裕

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年五月十六日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目一番二号

ＳＭＭオートファイナンス株式会社確定給付企業年金　清算人　波部　幸弘